

相続対策と生命保険金

お客様の中で多くの方がご契約されている生命保険ですが、契約の仕方により、受け取った保険金に対する税金の種類が異なり、相続対策として有利となる保険と不利になる保険があることをご存知でしょうか？

下記の契約パターンでは被保険者と受取人は共通ですが、契約者が異なるごとに税金の種類が変わってきます。

	契約者(保険料負担者)	被保険者	受取人	税金の種類
①	A	A	子 C	相続税
②	子 C	A	子 C	所得税(一時所得)
③	配偶者 B	A	子 C	贈与税

上記の契約パターンで相続対策として有効なのは、①・②の契約です。

①のパターンでは、受け取った保険金は、民法上受取人固有の財産で A さんの財産ではありませんが、相続税の計算では A さんの財産とみなされ相続税が課せられます。しかし、相続人が受け取った保険金のうち『法定相続人の数×500万円』が非課税となる規定がありますので、現預金のまま置いておくより①の契約パターンで一時払終身保険等で非課税枠を活用することで大きく節税できることになります。

次に②のパターンで相続対策として活用するには、生前贈与と組み合わせる方法があります。A さんは子供 C へ毎年保険料相当額を贈与し、子供 C が贈与されたお金を原資にして保険料を支払う方法です。年間110万円まで贈与税の負担なしで A さんの財産を移転することができ、A さんに相続が発生したときには保険金を相続税の納付に充てることができます。この場合、保険料負担者と受取人が同一なので、受け取った保険金には相続税ではなくて所得税(一時所得)が課税されます。一時所得の計算は(受取保険金の額－既払保険料－特別控除額50万円※)×1/2×所得税率となり、税負担が小さくなる場合が多いです。※特別控除額は他の一時所得も含めて50万円までです。

最後に③のパターンは相続対策とならない契約で契約者、被保険者、受取人が全て異なるので、A さんに相続が発生した際に受け取った保険金には贈与税が課せられます。贈与税は金額によって税率が高くなり、相続税や所得税より負担が大きくなる危険性があるので注意が必要です。

ダブルアサインメント

「ダブルアサインメント」とは、「一業務二人担当制」のことで、通常なら一つの仕事や取引先に担当者を一人ずつ充てるところを、あえて二人の担当者を配置し、ペアを組んで業務にあたる働き方をいいます。

担当者二人が業務に関する情報や知識を共有し、緊密に連携することで、特定の人しかその業務ができない状態に陥る、“仕事の属人化”を解消するのがねらいです。

社員の仕事と育児・介護との両立に資するだけでなく、不測の事態から会社と社員を守る重要なリスク対策としても有望視され、注目を集めています。

日本発！！「世界初の感情認識型ロボット」

ソフトバンクの孫正義氏が史上初の感情認識型ロボット「pepper(ペッパー)」をお披露目したのは平成26年6月のことです。この頃は缶コーヒーのCMでそのコミカルで気配りに優れたキャラクターをよく目にしますが、一般向けに発売されるのはこの夏からです。

これまで家庭用のロボットではソニーの「AIBO」が累計15万台を売り上げ、販売実績は過去最高でしたが、事業としては採算が合わず打ち切りとなりました。また、ホンダの「ASIMO」は自立歩行で世界を驚かせましたが、非売品で世界で数台しかない超高級品です。pepperの本体価格は19万8千円です。ただし、使用には月額利用料やメンテナンス契約料などが必要で、インターネット上の有償・無償のアプリをダウンロードしながら使います。また pepper はクラウドに蓄積される使用者や家族のデータによって成長していきます。

pepperの特長は人を楽しませたり癒したり共感したりするコミュニケーション能力で、人間の代わりに家事をしたり物を運ぶといった作業能力はあまり無いそうです。コミュニケーション能力を実現したのは、チップに搭載された「感情認識エンジン」というソフトで、人の発する声の周波数を分析し人間の喜怒哀楽を読み取ります。

開発者の一人は「最終的に目指しているものは感情を持つロボットで、それは日本人が『鉄腕アトム』などを通して描いてきた夢です」と語っています。

5月5日「こどもの日」

5月5日は『子どもの日』です。この日は『端午の節句』といい、男の子のいる家庭では鯉のぼりを上げ、大空を元気いっぱいに泳がせます。

はじまりは江戸時代であったとされており、武士の家での風習だったそうです。鯉は産卵の時期になると川の流れにさかのぼって上流に向かって泳ぎます。つまりどんだんのぼっていくということが、出世・偉くなるということにたとえられたのです。武士の家では男の子は大事な跡取りだったので、その健康と出世を願い、鯉を描いて風にたなびかせ、泳ぐようにしたものが鯉のぼりです。また、古代の中国では「竜門の滝を昇りきった鯉は龍になる」という登竜門の伝説があり、この伝説がヒントになったようです。

現在は鯉のぼりを上げる時期ははっきりと決まっていないようですが、

鯉のぼりを出す日：4月5日を過ぎた最初の大安

鯉のぼりをしまう日：5月5日の端午の節句を過ぎた最初の大安

というように大安の日を目安にしている方も多いようです。

